



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい！

子育て応援サイトQR

しまいく

11月は児童虐待防止推進月間・DV 防止週間です

虐待とDVは一人で悩まず、相談しよう

④子育て応援課 ☎ 36-7253



注目！

- しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会で自立したことです。身体に何らかの苦痛を与えるようにサポートすることです。身体に何らかの苦痛を与えて、不快感をもたらす行為をすることは、体罰になります。
- 【体罰がもたらす悪影響】
- ▼保護者から体罰を受けた子どもは、他の子どもに比べて、次のような傾向にあります。
- ◎落ち着いて話を聞けない
- ◎約束を守れない
- ◎一つのことに集中できない
- ◎感情をうまく表せない
- 【子どもと向き合うポイント】
- ◎子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- ◎注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしてみましょう
- ◎良いこと、できていることを、具体的に褒めましょう
- ※体罰は良くないと分かってい

子どもたちを守る

- 【相談窓口について】
- ▼「子どものために」と、一人で悩まず、「ご相談ください」。
- ④静岡県女性相談センター
- ☎ 054-286-9217
- 36-7253



注目！

進学・就学するために必要な経費を貸し付けます

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

④子育て応援課 ☎ 36-7159

- 【相談窓口について】
- ▼「子どものために」と、一人で悩まず、「ご相談ください」。
- ④静岡県女性相談センター
- ☎ 054-286-9217
- 36-7253
- 【修学資金】
- 対象／高等学校などで修学するため、直接必要な被服の購入などに要する経費
- とき／入学時1回限り。合格発表月の末日または翌月末日に貸し付け
- 限度額／15万円～59万円
- 【修学資金】
- 対象／高等学校などで修学するため、直接必要な授業料などの経費
- とき／修学期間中、毎月末日に繰り返し貸し付け
- 限度額／2万7000円～18万3000円(月額)
- 【扶助】
- ※限度額は、いずれも学校種別や公立・私立別などにより、異なります。
- 償還利率／無利子
- 申し込み／12月15日(金)までに、申請書類を子育て応援課へ
- ※申請書類は、子育て応援課窓口で配布しています。

貸付制度の種類